

任期付職員の募集について

令和7年3月13日
中小企業庁
訟務・債権管理室

中小企業庁の訟務・債権管理室では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の事業継続を支援するために中小企業庁が給付した持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金・事業復活支援金（以下「給付金等」という。）を不正に受給した者からの債権回収等に取り組んでいます。

このため、債権回収等に関する企画立案や訴訟への対応と一緒に従事いただける方を募集しています。希望者は下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- （１）弁護士として法律実務の経験を有する者。
- （２）日本国籍を有すること。

2. 募集人数

1名

3. 採用期間

令和7年8月から令和9年7月までの予定

※具体的な勤務開始日は応相談

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上決定します。課長補佐級又は係長級の担当官として勤務していただきます。なお、勤務地は経済産業省別館（千代田区霞が関）。通常の勤務時間は、9:30 から18:15 までです（週5日、土日祝日を除く）。

5. 業務内容

- （１）不正受給認定者から効率的に債権回収を行うための企画立案・調整業務
- （２）給付金が不支給となった者からの訴訟及び債権回収に必要な各種手続（訴訟を含む）への対応業務
- （３）その他関連業務 等

6. 応募方法

履歴書（写真貼付）及びA4用紙1～2枚程度に職務経歴及び応募理由をまとめたもの（様式自由）を、郵送又はメールにて提出して下さい。

※債権回収業務への従事経験があれば記載のこと。

7. 応募締切

令和7年6月9日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

※但し、応募期間中に採用者が決まった場合には、その時点で応募を中止させていただきます。

8. その他

応募書類に記載されている個人情報は、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承下さい。

9. 提出先・問い合わせ先

中小企業庁 長官官房総務課 訟務・債権管理室

担当：笛木、川越

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1768

Email：bzl-s-togoT@meti.go.jp